市区町村 景観行政担当課長 殿

> 国 土 交 通 省 都 市 局 公 園 緑 地 ・ 景 観 課 景観・歴史文化環境整備室 課長補佐 望月 祐大

2021 年度(令和3年度) 景観まちづくり学習について

貴職におかれましては、常日頃より景観行政の推進にご尽力、ご協力いただいており感謝申し上げます。

さて、近年、地域の個性や潤いのある生活環境と密接に関わる景観をよりよくしたいという気運や活動が高まっています。そのような社会的な状況を背景として平成16年に制定された景観法は、誰もが景観まちづくりに積極的に関わる責務があると定めています。

景観まちづくり教育は、ひとりでも多くの人が積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうための取組みです。その一環として国土交通省では、文部科学省の協力も得て、学校教育の場で活用出来る「景観まちづくり学習」を行うためのモデルプログラムを作成しています。

また、一般財団法人都市文化振興財団では、このモデルプログラムを活用して「景観まちづくり学習」に取り組む全国の小・中学校に対し、1 校につき 10 万円の費用助成を行っております。同財団では、本年度につきましても、第1回の募集を 2021年3月22日(月)から 2021年5月24日(月)まで、また、第2回募集を 2021年6月21日(月)から 2021年9月27日(月)までとして実施することとしています。

つきましては、貴職におかれましては、取組みの趣旨等について十分にご理解いただき、貴管内の小・中学校からの積極的な応募がなされますよう、教育委員会に対し、お呼びかけいただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、景観まちづくり学習助成事業のホームページ

(http://www.toshibunka.or.jp/josei.html)に掲載している募集要項等をご参照いただければと思います。